

扶 養 手 当 の 手 引

令和 8 年 9 月

職員福利課

目 次

●扶養手当の概要	-----	1
●認定要領	-----	3
●質疑応答集	-----	18
1 認定関係	-----	19
問 1 「主たる扶養者」について		
問 2 給与額の低い職員		
問 3 「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の基準		
2 扶養親族の範囲	-----	21
○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫		
問 4 分割扶養		
問 5 子に対する養育費の送金		
問 6 連子の認定		
○ 60歳以上の父母及び祖父母		
問 7 別居している父の認定		
問 8 父母の収入額についての認定基準		
問 9 「満22歳に達する日」と「満60歳以上」の取扱い		
問 10 養子に行った場合の実父母		
問 11 扶養義務のある姻族の取扱い		
問 12 老人ホームの利用料の負担		
○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		
問 13 職員の配偶者の弟妹の扶養		
問 14 養子先の弟妹の扶養		
問 15 異母兄弟の扶養		
○ 重度心身障がい者		
問 16 重度心身障がい者について		

3 所得関係 ----- 28

- 問 17 年額 130 万円の意味
- 問 18 年額比較と月額比較
- 問 19 月々の収入が不安定な者の所得
- 問 20 所得金額の意味
- 問 21 雇用保険受給者の認定
- 問 22 雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合
- 問 23 退職した者に係る認定
- 問 24 短期間の予定でパートの仕事に就いた場合の認定
- 問 25 臨時職員に採用された場合の認定
- 問 26 あらかじめ任期が決まっている臨時職員に採用された場合の認定

4 支給の始期及び終期 ----- 37

- 問 27 夫の退職に伴う扶養親族の認定
- 問 28 就職のため大学を中退した子にかかる扶養手当の認定
- 問 29 年金受給の場合の事実の生じた日
- 問 30 月々の収入が不安定な者の事実の生じた日

5 届出期間 ----- 39

- 問 31 15 日の起算日
- 問 32 事実の生じた日から 15 日目が土曜、日曜、休日等に当たる場合の取扱い

6 その他 ----- 40

参考 扶養親族現況届について

●支給方法（届出と支給開始月・終了月） ----- 42

●様式 ----- 47

扶養親族

扶養手当認定簿

扶養親族届（記入例）

扶養手当認定簿（記入例）

扶 養 手 当 の 概 要

1 概要

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）のある職員に支給する。

（注） 再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員には支給されない。

2 扶養親族の要件

- 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- 60 歳以上の父母及び祖父母
- 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- 重度心身障がい者

※ただし、次の者は扶養親族から除かれる。

（ア）民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

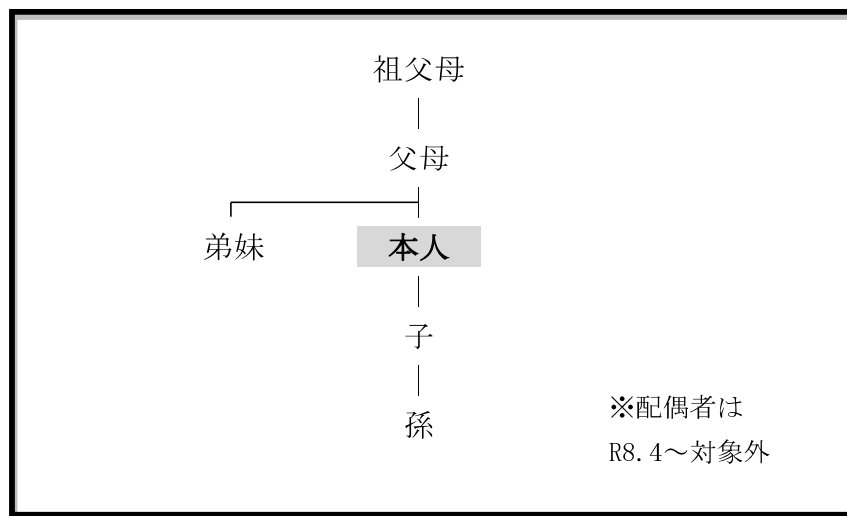
（イ）年額 130 万円（18 歳の最初の 4 月 1 日から 22 歳の最初の 3 月 31 日までの者は 150 万円）以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（ウ）重度心身障がい者の場合は、（ア）及び（イ）による者以外の者で終身労務に服することができない程度でない者

- （注）
- 1 「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をさす。
 - 2 「年額」とは、必ずしも暦年による年額をさすものではなく、将来にわたって 1 年間という意味である。
 - 3 「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。
 - 4 相当長期にわたって毎月定まった収入がある場合には、130万円に12分の1を乗じた額をもって認定する。
 - 5 「所得」の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

《参考》

扶養親族として認定できる範囲



- ※1 養子縁組した場合は上記によらない。
- 2 重度心身障がい者は上記によらない。

3 支給額

(令和8年4月1日現在)

父母等	行政職給料表7級以下に相当する職員 (※)	6,500 円
子		13,000 円
	15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額	1人につき 5,000 円

※ 小中学校の教職員はこの区分に該当

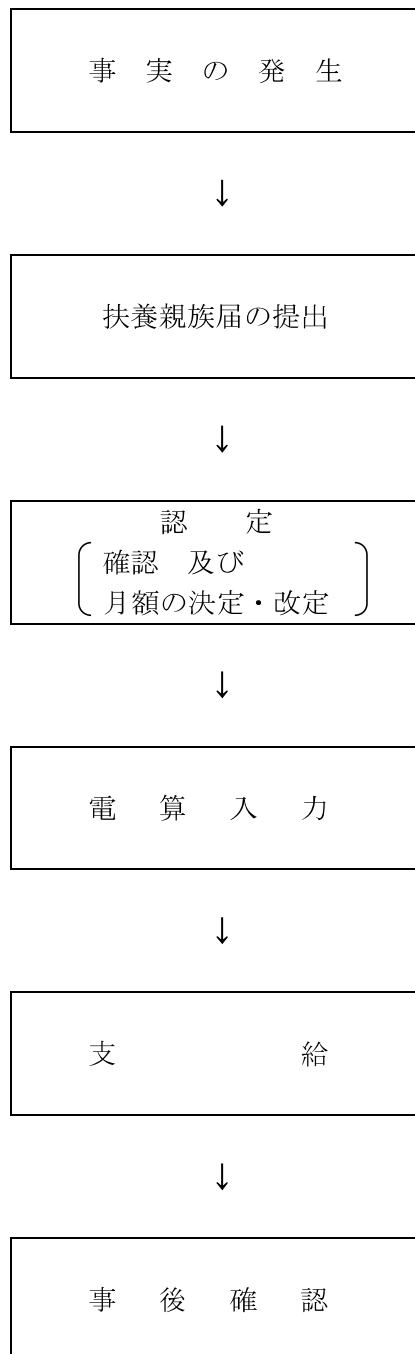
(給与等事務便覧参考)

認 定 要 領

1 届出、月額決定等

(1) 支給に係る手続

届出、月額決定等支給事務に係る一連の手続は、次のとおりである。



(2) 届出

次のいずれかに該当する場合には、職員は直ちに扶養親族届にその旨を記載のうえ、認定権者に届出しなければならない。

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- ② 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- ③ 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（年齢要件により扶養親族でなくなった場合を除く。）

(3) 月額決定等

認定権者は、職員から扶養親族届を受理したときは、收受印を押し、内容を審査のうえ扶養手当認定簿により、扶養親族の認定を行い手当の月額を決定し、又は改定する。

この場合において、(2)に定める書類のほか、扶養親族の認定上必要があると認めるときは職員に対して関係書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の完備していない扶養親族届は、本人の責めに帰さないやむを得ない事情がある場合を除き受理しないこと。

(4) 電算入力

認定後は速やかに給与オンラインシステムに入力する。

2 支給の始期、終期及び支給額の改定

区分		支給の始期等	
始期	新たに手当の支給に係る要件を具備するに至った場合	その <u>事実の生じた日</u> の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額の改定を行う。	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、 <u>届出を受理した日</u> の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額の増額を行う。
増額改定	月額を増額すべき事実が生じた場合		
減額改定	月額を減額すべき事実が生じた場合		
終期	すべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合（職員が離職又は死亡した場合等を含む。）	その <u>事実の生じた日</u> の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。	届出のいかんにかかわらず、左のとおりである。

※「届出を受理した日」とは、認定権者が届出を受理した日であり、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に日時を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもって届出を受理した日とみなして取扱うことができるものとする。

※「事実の生じた日」とは、次に掲げる日とする。

区 分	事 実 の 生 じ た 日
始期又は増額改定の場合	① 新規採用者に扶養親族がある場合は、当該採用の日 ② 出生については、当該出生の日 ③ 養子縁組については、戸籍上における当該養子縁組の日 ④ 父母等が60歳に到達した場合については、その誕生日 ⑤ 扶養親族が退職した場合には、退職した日の翌日（退職した日が給料の支給がされない日であるときは、退職の日） ⑥ 給与所得、事業所得、不動産所得等が130万円（※1）未満となった場合は、雇用契約内容が変更された日、確定申告した日及び事業を廃止した日等（確定申告により判明した場合は確定申告をした日の属する年の1月1日） ⑦ 雇用保険の受給が終了した場合は、認定（支給）期間の末日の翌日 ⑧ 雇用保険で受給する額が月額3,611（※2）円以内となった場合は、受給開始日 ⑨ 15歳に達する日後の最初の4月1日
終期又は減額改定の場合	① 職員が退職又は死亡したときは、当該退職又は死亡の日 ② 扶養親族の死亡については、当該死亡の日 ③ 給与所得、事業所得、不動産所得等が130万円（※1）以上となった場合（将来的な所得を見込むことが可能な場合を含む。）は、就職した日、雇用契約が変更された日、事業を開始した日等 ④ 事業開始時点で将来的な所得を見込むことが困難であって、確定申告により事業所得、不動産所得等が130万円（※1）以上であることが判明した場合は、確定申告をした日の属する年の1月1日 ⑤ 年金、恩給等の所得については、職員又は当該受給者がその事実を了知し得ることとなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。） ⑥ 雇用保険で給付する額が、月額3,611（※2）円を超えることとなった場合は、認定（支給）期間の初日 ⑦ 「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等」でなくなった場合については、当該3月31日の翌日の4月1日

※1…18歳の最初の4月1日から22歳最初の3月31日までの者は150万円

※2…4,166円

支給の始期及び終期の具体例については、44～48頁参照

3 書類の保管

認定権者は、扶養手当認定簿を常に整理して保管するとともに、扶養親族届及びこれに関する証拠書類について整理して保管しておくこととする。

4 事後の確認

(1) 認定権者は、職員の扶養親族として認定された者が、その認定後も引き続いて扶養親族としての要件を備えているかどうかを随時確認すること。
また、所得要件に関しては、毎年確認すること。

(2) (1) の確認を行う際には、特に、父母等が基準額以上の年金を受けることとなっていないかについて及び認定時に所得額が基準額を少額だけ下回っていた者、パート等で月々の収入が不安定な者等の所得額に異動がないかについて絶えず留意すること。

(3) 扶養親族としての要件を欠くに至ったことが判明した場合には、直ちに職員から扶養手当の終了に係る届を提出させるとともに所要の手続をとること。

5 書類の移管

(1) 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の認定権者は、その職員に係る扶養手当認定簿、扶養親族届及びこれに関する証拠書類を異動後の認定権者に送付すること。この場合において、異動後の認定権者は新たに認定を行うこと。

※任命権者を異にした異動とは、青森県教育委員会が任命する職員（県教育庁職員、学校以外の教育機関、県立学校職員、県費負担教職員）が出向して、知事が任命する職員となる場合等であり、例えば学校職員が県教育庁に異動するのは同一任命権者内における異動である。

(2) 同一任命権者内において、所属を異にして異動した場合は、一切の関係書類を新認定権者に送付すること。（臨時的任用職員等についても、同様の取扱いとする。）

「扶養手当に関する届出を必要とする事由例」

◆扶養手当に関する届出が必要なのは、次のような例である。

1 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき

- ・子が出生した。
- ・扶養していた父（年収１００万円）が６０歳となった。
- ・扶養していた母の年金が１６０万円から１２０万円に改定された。

2 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき

- ・母の年金が、１２５万円から１３０万円に改定された。
- ・１８歳以上の子のアルバイト収入が、月収１１万円から月収１３万円に契約変更となった。
- ・父が確定申告したところ、事業所得が１５０万円となっていた。

「扶養手当に関する届出を必要としない事由例」

◆扶養手当に関する届出が不要なのは、次のような例である。

- ・子が特定扶養親族（加算対象）となった。
- ・子が２２歳の年度末に達し、支給要件を喪失した。

6 添付書類について

以下の添付書類は標準的なものであり、それぞれの事情に応じて他の書類により確認すること。
(戸籍に係る書類は、2回目以降の申請時においては、戸籍の内容に変更がある場合のみ添付する。)

(1) 子を認定申請する場合

ア 職員に配偶者がある場合

① 職員の子であることが確認できる下記のいずれかの書類（原本）

- ・ 職員の戸籍謄本又は子の戸籍抄本
- ・ 出生届受理証明
- ・ 養子縁組届受理証明

※ 事実発生日から15日以内に上記の書類を提出することが難しい場合は、母子手帳の出生届出済証明の写し又は出生証明書の写しを仮の添付書類として申請し、上記書類は、取得後速やかに提出すること。

② 子の所得証明書（原本）（これに代えて非課税証明書でも可）

※ 高校生（定時制及び通信制の生徒は除く。）以下の場合は提出不要

③ 子に収入がある場合

- ・ 給与収入（アルバイト収入等）
…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
- ・ 障害者年金及び特別障害者手当等各種手当並びに生活扶助料等
…最新の「振込通知書」の写し等、受給額がわかるもの

④ 子が退職した場合は、退職証明及び雇用保険を受給していない事実及び理由を記した申立書（様式任意）

⑤ 配偶者の所得証明書（原本）

控除対象配偶者、控除対象扶養親族（16歳未満の扶養人数を含む。）、所得の種類に応じた所得額及び各種控除を記載したもの

※ 配偶者が県職員（県費負担教職員）の場合も提出必要

⑥ 配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業の場合は、当該子の「扶養していないことの申立書」（様式任意）。

※ 配偶者が県職員（県費負担教職員）の場合は提出不要

（その他）

職員より配偶者の方が1割を超えて収入が高いが、配偶者が育児休業を取得することにより、今後、職員の方が高くなるため申請する場合は、所得証明書（⑤）の他に育児休業手当金を含めた収入（見込）証明書（原本：子の誕生日以後1年間の収入見込額）及び育児休業の辞令等の写し（育児休業期間がわかる書類の写し）

イ 職員に配偶者がいない場合

① 職員の子であることが確認できる下記のいずれかの書類（原本）

- ・ 職員の戸籍謄本又は子の戸籍抄本
- ・ 出生届受理証明
- ・ 養子縁組届受理証明

※ 事実発生日から15日以内に上記の書類を提出することが難しい場合は、母子手帳の出生届出済証明の写し又は出生証明書の写しを仮の添付書類として申請し、上記書類は、取得後速やかに提出すること。

② 子の所得証明書（原本）（これに代えて非課税証明書でも可）

※ 高校生（定時制及び通信制の生徒は除く。）以下の場合は提出不要

③ 子に収入がある場合

- ・ 給与収入（アルバイト収入等）
…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
- ・ 障害者年金及び特別障害者手当等各種手当並びに生活扶助料等
…最新の「振込通知書」の写し等、受給額がわかるもの

（２） 父母を認定申請する場合

ア 父母と同居している場合

① 父母の戸籍謄本（職員及び除籍された職員の兄弟姉妹が記載されているもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）

② 父母が属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）

③ 父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）

④ 父母の収入に関する証明

- ・ 給与収入…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
- ・ 雇用保険…雇用保険受給資格証の写し
- ・ 年金等…最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給、年金生活者支援給付金等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
- ・ 事業所得等…直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
- ・ 生活扶助料…受給額がわかるもの

⑤ 父母扶養の事実、父母の収入額及び遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）

⑥ 父母の一方が会社等に勤務している場合は、当該父（母）の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）

⑦ 兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）

※ ただし、別居している兄弟姉妹に係る証明書や申立書は提出不要

イ 別居（*）している父母へ仕送り等をしている場合

- ① 父母の戸籍謄本（職員及び除籍された職員の兄弟姉妹が記載されているもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）
- ② 父母が属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④ 父母の収入に関する証明
 - ・ 給与収入…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
 - ・ 雇用保険…雇用保険受給資格証の写し
 - ・ 年金等…最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給、年金生活者支援給付金等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・ 事業所得等…直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
 - ・ 生活扶助料…受給額がわかるもの
- ⑤ 父母と別居、扶養の事実、父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び送金額を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑥ 父母の一方が会社等に勤務している場合は、当該父（母）の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）
- ⑦ 兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧ 職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・ 払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことが分かる箇所のみで可）等
 - ・ 父母が現金で受領した場合は受領書（原本）
- ⑨ 父母が老人ホーム等に入所している場合は、施設利用料や施設での生活費がわかる書類

（*）住民票上は同一住所であっても、現に父母が老人ホーム等に入所している場合は「別居」

(3) 孫を認定申請する場合

- ① 孫の父母（職員の子）の戸籍謄本（原本）
- ② 孫の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 配偶者、孫及び孫の父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
 - ※ 配偶者が県職員（県費負担教職員）の場合は提出不要
 - ※ 高校生（定時制及び通信制の生徒は除く。）以下の場合は提出不要
- ④ 配偶者、孫及び孫の父母の収入に関する証明
 - ・ 給与収入…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
 - ・ 雇用保険…雇用保険受給資格証の写し
 - ・ 年金等…最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給、年金生活者支援給付金等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・ 事業所得等…直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
 - ・ 生活扶助料…受給額がわかるもの
 - ※ 配偶者が県職員（県費負担教職員）の場合は提出不要
- ⑤ 孫と同居している場合は、孫扶養の事実、孫及び孫の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥ 孫と別居している場合は、孫と別居、孫扶養の事実、孫及び孫の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生活費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦ 孫の父母が会社等に勤務している場合は、当該孫の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該孫を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧ 孫と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・ 払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことが分かる箇所のみで可）等
 - ・ 孫又は孫の父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(4) 祖父母を認定申請する場合

- ① 祖父母及び職員の戸籍謄本（祖父母と職員の続柄がわかるもの。場合によっては改製原戸籍が必要。）（原本）
- ② 祖父母の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 祖父母及び職員の父母の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④ 祖父母及び職員の父母の収入に関する証明
 - ・ 給与収入…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
 - ・ 雇用保険…雇用保険受給資格証の写し
 - ・ 年金等…最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給、年金生活者支援給付金等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・ 事業所得等…直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
 - ・ 生活扶助料…受給額がわかるもの
- ⑤ 祖父母と同居している場合は、祖父母扶養の事実、祖父母及び父母の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥ 祖父母と別居している場合は、祖父母と別居、祖父母扶養の事実、祖父母及び職員の父母の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生活費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦ 祖父母及び職員の父母が会社等に勤務している場合は、当該祖父母の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該祖父母を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧ 祖父母と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・ 払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことが分かる箇所のみで可）等
 - ・ 祖父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(5) 弟妹を認定申請する場合

- ① 父母の戸籍謄本（原本）
- ② 弟妹の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 父母及び弟妹の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
※ 高校生（定時制及び通信制の生徒は除く。）以下の場合は提出不要
- ④ 父母及び弟妹の収入に関する証明
 - ・ 給与収入…給与支払（見込）等証明書（原本）又は雇用契約書の写し
 - ・ 雇用保険…雇用保険受給資格証の写し
 - ・ 年金等…最新の年金振込通知書の写し等、年金（非課税の遺族年金、障害者年金、恩給、年金生活者支援給付金等も収入に含む。）の受給額がわかるもの
 - ・ 事業所得等…直近の確定申告書及び収支内訳書の写し
 - ・ 生活扶助料…受給額がわかるもの
- ⑤ 弟妹と同居している場合は、弟妹扶養の事実、父母及び弟妹の収入額、遺族年金等の受給の有無について記載した申立書（様式任意）
- ⑥ 弟妹と別居している場合は、弟妹と別居、弟妹扶養の事実、父母及び弟妹の収入額、遺族年金等の受給の有無及び生活費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦ 父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該弟妹の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該弟妹を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑧ 弟妹と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・ 払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことが分かる箇所のみで可）等
 - ・ 弟妹又は職員の父母が現金で受領した場合は受領書（原本）

(6) 重度心身障がい者を認定申請する場合

ア 重度心身障がい者が職員の子の場合

- ① 子の戸籍謄本（原本）
- ② 子の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 配偶者、子及び子の配偶者（子に配偶者がいる場合）の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④ 職員の配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該子を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑤ 子の配偶者が会社等に勤務している場合は、当該子の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該子を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑥ 職員が子と同居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、扶養の事実を記載した申立書（様式任意）
- ⑦ 職員が子と別居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑧ 医師の診断書
 - ※ 医師の診断書は、終身労務に服することができない程度である旨が明示されたものであること。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が重度心身障がい者の場合は、子としての認定を優先するので、診断書等の提出の必要はないが、22歳に達する日以後の最初の3月31日までに診断書等の提出がない場合は、自動的に扶養親族の取消手続きが行われるため、忘れずに同日までに診断書等を提出すること。
 - ※ 「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障がいをきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般的には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

イ 重度心身障がい者が職員の子以外の場合

- ① 重度心身障がい者及びその父母の戸籍謄本（原本）
- ② 重度心身障がい者の属する世帯全員の住民票の写し（続柄及び筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）（原本）
- ③ 重度心身障がい者及びその者の配偶者（その者に配偶者がある場合）の所得証明書（これに代えて非課税証明書でも可）（原本）
- ④ 重度心身障がい者の配偶者、父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は、当該重度心身障がい者の「扶養手当に相当する給与を受けていないことの証明」（様式任意）、自営業等の場合は、当該重度心身障がい者を「扶養していないことの申立書」（様式任意）
- ⑤ 職員が重度心身障がい者と同居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、扶養の事実を記載した申立書（様式任意）
- ⑥ 職員が重度心身障がい者と別居している場合は、障害者年金等の受給の有無及び収入額、別居の理由、扶養の事実、生計費負担額等を具体的に記載した申立書（様式任意）
- ⑦ 重度心身障がい者と別居している場合は、職員からの送金等に関する証明（次のいずれかの書類）
 - ・ 払込書の写しや通帳の写し（振込みしたことが分かる箇所のみで可）等
 - ・ 重度心身障がい者が現金で受領した場合は受領書（原本）
- ⑧ 医師の診断書
 - ※ 医師の診断書は、終身労務に服することができない程度である旨が明示されたものであること。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、孫が重度心身障がい者の場合は、弟妹、孫としての認定を優先するので、診断書等の提出の必要はないが、22歳に達する日以後の最初の3月31日までに診断書等の提出がない場合は、自動的に扶養親族の取消手続きが行われるため、忘れずに同日までに診断書等を提出すること。
 - ※ 「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障がいをきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般的には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

(7) 扶養親族を取消申請する場合

ア 収入が基準額以上となる場合

取 消 事 由	添 付 書 類
① 就職した場合	就職日、勤務条件を確認できるいずれかの書類 ・採用辞令の写し ・就職証明（原本）及び給与支払（見込）証明書（原本） ・雇用契約書の写し ・その他勤務条件等を確認できる書類
② 給与の額が増加した場合	増額を確認できるいずれかの書類 ・給与支払（見込）証明書（原本） ・雇用契約書の写し又は賃金改定を証するもの
③ 年金等の額が増加した場合	年金改定通知書の写し、年金生活者支援給付金支給決定通知書（振込通知書）の写し
④ 雇用保険の受給を開始した場合	雇用保険受給資格者証の写し
⑤ 自営業を開業した場合	開業を証明する書類
⑥ 事業所得が増加した場合	増額を確認できるいずれかの書類 ・確定申告書及び収支内訳書の写し ・所得見込に関する申立書（様式任意）

イ その他の場合

取 消 事 由	添 付 書 類
① 死亡した場合	死亡した者と死亡日を確認できるいずれかの書類 ・除籍謄本（原本） ・死亡診断書の写し（埋葬許可証又は火葬許可証の写しでも可）
② 主たる扶養者が変更になった場合	変更後の主たる扶養者に関する事項、変更の理由又は原因、変更の年月日等に関する事項を記載した申立書（様式任意）
③ 上記以外の場合	申立書及び事由に応じた確認書類

※ 子等（重度心身障がい者を除く。）が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合、職権により教育事務所で扶養親族の取消手続きを行うため、取消申請は不要。

質 疑 応 答 集

1 認定関係

〔問１〕「主たる扶養者」について

「主たる扶養者」とはどのように判断すべきか。

〔答〕

「主たる扶養者」であるかの判断は、その配偶者等他の者と共同して同一人を扶養している場合は、その扶養親族としようとしている者の生活に要する費用について、扶養に関与している者の中で誰が最も多く負担しているかによって行うこととされており、具体的には家計の実態等に基づき認定することとなる。

参照 Q & A 公務員給与事務提要

〔問２〕給与額の低い職員

給料が行政職給料表 1 級 4 号給である職員について数人を扶養親族とできるか。

〔答〕

実際に扶養親族について他に生計の途がなく主として職員が扶養している場合は扶養親族とできるが、職員の給与額からみてこのような職員は、一般的には扶養の事実に疑念が持たれるので特に慎重に調査すべきである。

平成元年 3 月 29 日付け青教学第 1323 号

参照 諸手当質疑応答集

《主たる扶養者の判断について》

【認定について】

子の扶養認定に当たっては、夫婦ともに収入がある場合、年間収入の多寡で判断する。ただし、配偶者より収入が少ない職員であっても、その差額が 1 割以内で、配偶者が子に係る扶養手当に相当する手当を受給していないことが確認できる場合は、同程度の収入と判断して、「主たる扶養者」として取扱うことができる。

【事後確認について】

年間収入が逆転し収入差額が 1 割を超える状態が 3 か年継続してる場合は認定替を行う等取り扱うこととなる。（ただし、生計の実態が大きく異なる事由が生じた場合は、3 年を待たない。）

〔問３〕 「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の基準

給与条例第８条第２項の「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」の認定についての基準はどうなっているのか。

〔答〕

「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」については、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得が全くないか、あっても扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円（１８歳の最初の４月１日から２２歳の最初の３月３１日までの者は１５０万円）未満であって、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっていないもので、職員を主たる扶養者として生計を営んでいるものをさすものである。

平成元年３月２９日付け青教学第１３２３号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

2 扶養親族の範囲

○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

〔問4〕 分割扶養

夫婦共に県職員で2人以上の子を扶養している場合、それぞれの職員が分割し、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

原則として、一世帯には主たる扶養者は1人であるため分割扶養はできない。

ただし、事実上婚姻関係にないと同様な状態にある場合等子を分割して扶養している特殊な状況にあるときはこの限りでない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集

〔問5〕 子に対する養育費の送金

職員が妻と離婚し、子は妻に引き取られたが、職員はその子のため養育費として毎月送金している場合、その子を職員の扶養親族として認定することができるのか。

〔答〕

設問の場合は、子が母（職員の元の妻）のもとに引き取られているので、常識的には母が主として扶養しているものと推定される。したがって、送金をしているという事実のみをもっては認定できず、毎月の送金額その他扶養の実態を十分に把握した上で職員が主として扶養しているということを確認できた場合には扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

〔問6〕 連子の認定

職員が連子のある者と婚姻し、その連子を扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕 職員と連子との間で養子縁組をした場合のみ扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

○ 60歳以上の父母及び祖父母

〔問7〕別居している父の認定

次の場合には、別居している父を職員の扶養親族として認定することができるか。

（例1）職員が単独で父を扶養している場合

父の所得額 90万円 職員の送金額 50万円

（例2）職員と職員の弟が共同して父を扶養している場合

父の所得額 60万円 職員の送金額 50万円 弟の送金額 30万円

〔答〕

別居している父母等を扶養親族として認定する際における「主としてその職員の扶養を受けているもの」については、次のように取り扱われている。

- 1 職員が別居している父母等を送金等によって扶養している場合の当該父母等に係る扶養親族の認定に当たっては、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときは、当該父母等を「職員の扶養を受けているもの」として取り扱うものとする。

ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金等の負担額のいずれをも上回っているときに限り、

「主として」職員の扶養を受けているものとして取り扱うものとする。

- 2 公署を異にする異動等に伴い、職員が同居していた扶養親族である父母等と一時的に別居することとなった場合の当該父母等（職員の配偶者又は子と同居している父母等に限る。）に係る扶養親族の認定に当たっては、別居後も扶養の実態等に特段の変化がない限り、引き続き職員と同居しているものとして取り扱うものとする。

したがって、

設問（例1）については、職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入の3分の1以上であることから認定することができる。

父の所得額	職員の送金額	父の全収入
90万円	* 50万円	140万円

設問（例2）については、職員の送金額は父の所得額を上回っていないが、父の全収入の3分の1以上で、かつ弟の送金額を上回っていることから認定することができる。

父の所得額	職員の送金額	弟の送金額	父の全収入
60万円	* 50万円	30万円	140万円

平成8年3月28日付け青教学第1258号

参照 諸手当質疑応答集

〔問 8〕 父母の収入額についての認定基準

職員と同居している父母に収入がある場合、その収入額についての認定基準はどうなるのか。

〔答〕

夫婦は互いに協力し、扶助しなければならないものであり、父母の収入で生活できるものであれば扶養親族とはならないので、父母の収入を合算して 2 6 0 万円（1 3 0 万円×2）以上となる場合は、父母ともに認定できない。

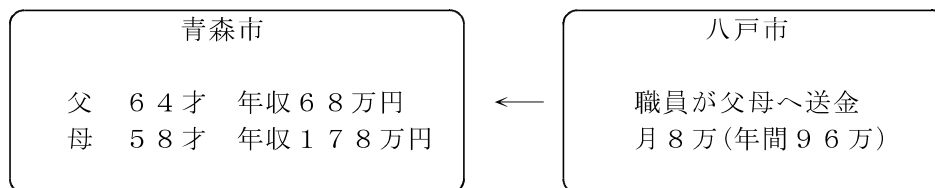
合算した収入が 2 6 0 万円未満の場合は、1 3 0 万円未満の者については、職員が主たる扶養者である場合に限り認定できる。

（父母の一方のみを認定する場合、父母が相互に他の一方の主たる扶養者である場合は認定できないので注意を要する。）

昭和59年 8 月30日付け青教学第639号
平成元年 3 月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集

例

（問）父母が青森市に、職員が八戸市に居住し次のような状況の場合、父を扶養親族として認定できるか。



（答）

父の収入	職員の送金額	母の収入	父母の全収入
6 8 万円	* 9 6 万円	1 7 8 万円	3 4 2 万円

$3 4 2 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 1 1 4 \text{ 万円} > * 9 6 \text{ 万円}$ より父を扶養認定できない。

〔問 9〕 「満 2 2 歳に達する日」と「満 6 0 歳以上」の取扱い

子及び孫の扶養親族としての要件を欠くに至る日と父母及び祖父母の要件を具備するに至る日はそれぞれいつか。

〔答〕

給与条例第 8 条に定める扶養親族は、第 2 項において、子及び孫について「満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫」とされ、「満 22 歳に達する日」とは満 22 歳の誕生日の前日をさすことから、「子及び孫」の場合は満 22 歳の誕生日以後の最初の 4 月 1 日が扶養親族としての要件を欠く日となる。

なお、4 月 1 日が誕生日の者についても「満 22 歳に達する日」が誕生日の前日をさすものであることから、翌日の 4 月 1 日が扶養親族の要件を欠く日となる。

また、父母及び祖父母については「満 60 歳以上の父母及び祖父母」とされ、「満 60 歳以上」とは満 60 歳の誕生日以後をさすことから、「父母及び祖父母」は満 60 歳の誕生日をもって扶養親族としての要件を具備する日となる。

平成元年 3 月 29 日付け青教学第 1323 号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問10〕養子に行った場合の実父母

職員が養子に行ったため実父母と戸籍が別になった。しかし、主として実父母を扶養している場合、その実父母を扶養親族とすることができるか。

〔答〕

職員の実父母は、あくまでも自然血族であるため、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている場合は、戸籍に関係なく扶養親族とすることができる。

平成元年 3 月 29 日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

〔問11〕扶養義務のある姻族の取扱い

民法第 8 7 7 条によって、家庭裁判所から配偶者の母の扶養義務を負わされ、実際に扶養している場合は、その母を給与法上の扶養親族とすることができるか。

〔答〕

給与法上の扶養親族は、同法第 1 1 条第 2 項第 6 号に該当する者を除き、血族又は法定血族である者と解されているので、設問の場合は、養子縁組をしない限り、扶養親族とすることはできない。

〈参考〉

民法

第 8 7 7 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

参照 諸手当質疑応答集

〔問12〕 老人ホームの利用料の負担

職員の扶養親族であった実母が老人ホームに入所することとなったが、毎月5万円程度の利用料が必要であり、職員が当該利用料を負担している場合には、引き続き扶養親族として認定することができるか。

〔答〕

職員が老人ホームの利用料を負担していても、母の生計が主として当該施設の負担によって営まれている場合には、母を引き続き扶養親族として認定することはできない。

(入所者の総収入) = ①入所者の収入額 + ②職員の負担額 + ③職員の兄弟姉妹等の各負担額 + ④施設が負担する入所者の生活費

別居の場合の認定基準により、②が総収入の1/3以上、かつ、②が③及び④よりも多い場合に限り、入所者を「主として職員の扶養を受けている者」として取り扱う。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
参照 諸手当質疑応答集

平成12年12月6日付け青教学第1009号及び平成17年10月4日付け事務連絡

介護老人福祉施設に入所している者等の認定について

介護保険制度による介護老人福祉施設へ入所した場合等の認定に当たり、介護保険から給付されるサービス費用（食費、居住費その他日常生活費を除く。）の9割については、これを病院等における一般的な医療費の保険からの補填と同様に捉え、扶養実態の判断に際し入所者の総収入として取り扱わない。

なお、これは介護保険制度における取扱いであり、障害者施設等その他の施設への入居については従前のおりである。

1 介護老人福祉施設に入所している者を扶養認定する場合

(入所者の総収入) = ①入所者の収入額 + ②職員の負担額 + ③職員の兄弟姉妹等の各負担額

②が総収入の1/3以上、かつ、②が③よりも多い場合に限り、入所者を「主として職員の扶養を受けている者」として取り扱う。

※②の職員の負担額とは

①入居者への送金（口座振込等により客観的に負担の事実を判断できるものに限る）、②職員が入所契約している場合の1割負担及び食費、居住費等自己負担額、③被扶養者が入居契約している場合で、その者の収入では1割負担及び食費、居住費等自己負担額を負担できないことが明らかな場合のその差額等を職員負担額として取り扱う。

2 職員と同居し、居宅サービスを受けている場合

従前のおり被扶養者の収入が130万円以上と見込まれるかどうかにより判断する。

なお、短期入居サービスは別居としては取り扱わず、またサービス費用を全額負担した場合に給付されるサービス費用の9割についても、被扶養者の収入に含めない。

3 職員と別居し、居宅サービスを受けている場合

別居の場合の認定基準により判断する。この場合、上記2のなお書きと同じ扱いとする。

ただし、介護保険法第18条第1項第2号及び第3号の規定による予防給付等についても、被扶養者の収入に含めない。

※介護保険法第18条第1項

第2号 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付

第3号 前2号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は

要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの

○ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

〔問13〕 職員の配偶者の弟妹の扶養

職員の配偶者の弟妹を職員が扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

職員と配偶者の弟妹との間には血族関係がないので、扶養親族とすることはできない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問14〕 養子先の弟妹の扶養

養子先の弟妹を職員が扶養している場合は、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

養子先の親と養子縁組をした場合、その弟妹と職員とは法定血族となるため、他に生計の途がなく職員が主として扶養している場合、扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

〔問15〕 異母弟妹の扶養

父と後妻との間に生まれた弟妹を職員が扶養している場合、扶養親族とすることができるか。

〔答〕

異母兄弟であっても他に生計の途がなく職員が主として扶養している場合、自然血族であるので扶養親族とすることができる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

○ 重度心身障がい者

〔問16〕 重度心身障がい者について

重度心身障がい者は、親族に限られるか。また、重度心身障がい者について「終身労務に服することができない程度」とは、具体的にはどのようなものをいうか。

〔答〕

必ずしも親族に限らず、主として職員の扶養を受けている場合は扶養親族として認定することができる。

また、「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般には労務に服することができないと認められる状態をいうものである。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

3 所得関係

〔問17〕年額130万円の意味

「年額130万円」という意味について具体的に説明されたい。

〔答〕

事実発生日から今後1年間に於いて見込まれる総収入額（社会保険料、雇用保険料及び所得税法の法定控除前（以下「法定控除前」という。）の支給総額。）をいうものである。

扶養親族の所得が限度額以内かどうかの判断方法は、原則的には年額で判断するが、勤務形態、収入の種類等により年額で判断するよりも月額や日額により判断する方がより適切で、実態に即している場合はそれらにより判断するものである。

なお、扶養親族としての所得限度額は、年額では130万円（18歳の最初の4月1日から22歳の最初の3月31日までの者は150万円）未満となっており、これを月額、又は日額に換算すると、月額では108,333（124,999）円以内、日額では3,611（4,166）円以内となるものである。これらには、いずれも各種手当（非課税通勤手当を含む。）や賞与等を含むものである。

〔問18〕年額比較と月額比較

扶養親族とすべき者の所得について、年額比較と月額比較との区別の仕方について説明されたい。

〔答〕

次の【勤務形態や収入の種類別具体例】を参考とし、判断するものである。なお、パートタイマー・アルバイトは、状況に応じて①又は②に該当するため、注意が必要である。

【勤務形態や収入の種類別具体例】

※勤務条件等が変更された場合は、その都度判断すること。

① 雇用条件通知書等から1箇月分の給与額が推計できる場合（原則月額で判断。）

概ね次のようなケースが該当する。

ア 給与が月額で定められている場合

イ 臨時社員やアルバイトなど雇用条件通知書等で、1箇月当たりの勤務時間（勤務日数）及び賃金単価が把握できることにより、1箇月当たりの給与額が推計できる場合
上記ア又はイの1箇月当たりの給与（見込）額と通勤手当（非課税額分を含む。）等毎月支払われる手当額並びに賞与及び臨時的支給される手当の年額の12分の1相当額の合計額が108,333（124,999）円以内である場合は、扶養親族として認定することができる。

※任用期間が1年未満であっても上記の取扱をする。

就職後の給与の支給実績については、②の場合と同様に確認していく必要がある。

雇用条件から、1箇月当たりの勤務時間等が不明であっても、予め年間の勤務日数等が把握できる場合には、年間で判断する場合もある。

- ② 雇用条件通知書等から1箇月分の給与額が推計できない場合（継続する3箇月の平均給与月額(実額)で判断。）

概ね次のようなケースが該当する。

ア 臨時社員やアルバイトなど、勤務時間がシフト勤務制などで、1箇月当たりの勤務日数（総勤務時間）が把握できないため、1箇月当たりの給与額が推計できない場合

イ 保険外交員など、支払われる給与の中に歩合給が含まれている場合

ウ 毎月の給与額が大きく変動する場合（月額108,333（124,999）円を明らかに超える場合を除く。）

継続する3箇月の給与明細書から平均給与月額を算出した結果、その額が108,333（124,999）円以内であり、今後も同程度の勤務状況等が見込まれるのであれば扶養親族として認定することができる。

その後、勤務形態の変更等（例えば：賃金単価が高くなった、時間外勤務が増えた）により、1箇月当たりの給与額が108,333（124,999）円を超え、今後の年間収入が130（150）万円以上となると推計されることとなった場合には扶養親族としての認定はできなくなるため、毎月、給与明細書で3箇月の平均給与月額を確認する必要がある。

また、年間を通して勤務実績がある場合で勤務条件等に大きく変更がないときは、その年の源泉徴収票や所得証明書により年額で判断する。なお、扶養親族の認定を取消された場合でも、これにより再度認定できる場合もある。

- ③ 農業所得、事業所得、年金収入（遺族年金・障害者年金・高齢者年金等）、利子配当などある場合（年額で判断。）

農業所得、事業所得、利子配当などは確定申告書の控えにより確認する。

確定申告書に記載されている総収入から当該事業等に要する必要経費を控除した後の額が130（150）万円未満であれば扶養親族として認定できる。

年金収入については、年金改定通知書や年金振込通知書等により支給年額を確認する。この場合の収入額は介護保険料が控除される前の額で判断する。なお、遺族年金及び障害者年金等は所得証明書に記載されないため、注意が必要である。

- ④ 雇用保険を受給している場合（日額で判断。）

「雇用保険受給資格者証」により確認する。記載されている基本手当日額が3,611（4,166）円以内であれば受給期間中でも扶養親族として認定できる。（雇用保険法の規定による基本手当は就職を前提とした失業期間中の生活扶助的なものとして日額で算出されるので、年額によらず日額で判断する。）

〔問19〕 月々の収入が不安定な者の所得

パートタイマー等月々の収入が不安定な者の所得をどのように判断するか。

〔答〕 収入が不安定な者については、所得の実績（3か月の平均）からその翌月以降の月収額を推定する等の方法により比較する。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

例1

扶養認定している父が8年1月5日付けで就職し、当初の見込みでは月々9万程度と見込まれたため引き続き扶養親族としていたが、途中から継続的に収入が増えたケース（契約内容：毎月末日締め、翌月5日払い。ただし、末日締めの段階で支払額は確定）

給与証明（実績）

8年1月	88,125		月額108,333（124,999）円を超えていないか	
8年2月	88,125			↓
8年3月	81,075	→ 1, 2, 3月分の平均	85,775	○
8年4月	88,125	→ 2, 3, 4月分の平均	85,775	○
8年5月	110,600	→ 以下1月ずつ	93,266	○
8年6月	88,125	→ ずれる	95,616	○
8年7月	84,600	→	94,441	○
8年8月	118,125	→	96,950	○
8年9月	88,125	→	96,950	○
8年10月	84,600	→	96,950	○
8年11月	88,125	→	86,950	○
8年12月	88,600	→ (8年分収入1,096,350円)	87,108	○
8年1月	128,325	→	101,683	○
8年2月	153,075	→	123,333	×
9年3月	138,600	→	140,000	×
9年4月	122,025	→	137,900	×
9年5月	121,875	→	127,500	×
9年6月	132,170	→	125,356	×
9年7月	135,770	→	129,938	×

例2

扶養認定している子（18歳）が8年10月1日付けで就職し、当初の見込みでは月々6万～10万程度と見込まれたため引き続き扶養親族としていたが、現況届提出時に所得が多かったことが判明し、さらに収入にばらつきがあるケース

給与証明（実績）

8年10月	65,494
8年11月	123,550
8年12月	92,313
9年1月	76,138
9年2月	110,088
9年3月	105,450
9年4月	109,869
9年5月	116,694
9年6月	96,525
9年7月	113,327
9年8月	133,235
9年9月	105,365
9年10月	86,885
9年11月	108,945
9年12月	83,449
10年1月	142,200
10年2月	97,750
10年3月	138,698
10年4月	90,346
10年5月	131,020
10年6月	135,880
10年7月	139,345
10年8月	129,265
10年9月	133,117
10年10月	126,860
10年11月	118,940
10年12月	137,690
11年1月	137,130
11年2月	115,910
11年3月	125,685
11年4月	125,486
11年5月	149,126
11年6月	132,170
11年7月	135,770

（9年分収入1,245,970円）

月額124,999円を超えていないか

→ 1, 2, 3月分の平均 126,216
→ 2, 3, 4月分の平均 108,931
→ 以下1月ずつ 120,021
→ ずれる 119,082
→ 135,415
→ 134,830
→ 133,909
→ 129,747
→ 126,305
→ (10年分収入1,521,111円) 127,830

現況時に年額150万円を超えないため返納不要。

3ヶ月平均で「×」のついた翌月分を返納する。

返納

返納

返納

返納

返納

返納

返納

現況届提出時に判明

※勤務形態の変更等により、1か月当たりの給与額が124,999円を超え、今後も同程度の収入が見込まれるに至ったときをもって扶養親族の取消を行うこととなるため、増額となっている理由を確認する必要がある。

※18歳未満の場合は「年額130万円」、「月額108,333円」を超えていないかを確認する。

〔問20〕 所得金額の意味

「年額 1 3 0 万円以上」という所得金額は、所得税法の規定により計算した額か。

〔答〕 「年額 1 3 0 万円（18歳の最初の 4 月 1 日から22歳の最初の 3 月31日までの者は 150万円）以上」の所得金額とは、年間における総収入金額をいうものである。なお、遺族年金等の非課税の収入については、所得証明書によっては把握できないため、扶養親族として認定したい者に係る年金受給の有無を職員から確認のうえ、年金証書により把握する必要がある。

また、不動産所得、事業所得等で所得を得るために修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（税金を除く。）に限り、その実額を控除することとなる。

具体的には、仕入れ品の代価や使用人に支払われる賃金などのように事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費であるもの、修繕費や光熱・水道費のように事業に必要な家屋、備品等を維持・管理するための必要不可欠な経費であるものを基本として、その実額をもって必要経費とすることとなる。所得税法上の必要経費とは異なる取扱となる。詳細は別表を参照。

別表

	経 費	内 容
A 必要 経 費	売上原価	商品などの仕入金額
	給料賃金	給料・賃金・退職金・食費や被服などの現物給付
	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った加工賃
	地代家賃	店舗・工場等を借りている場合の家賃等
	水道光熱費	水道料・電気料・ガス代・灯油などの購入費
	修繕費	店舗・自動車・機械等の修理費
B 内容により、必要 として認められる経費	旅費交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
	消耗品費	帳簿・文房具・用紙・ガソリン購入費
	荷造運賃	販売商品の包装材料費、運賃等
	通信費	電話料・切手代・電報料
	福利厚生費	従業員の慰安・医療・衛生・健康保険・厚生年金・雇用保険等の保険料や掛金
	雑費	他の経費に当てはまらない経費
	その他 (Cの経費以外)	研修・会議・生徒維持費（公文等への負担金、学研本部への納入金）、土地改良費など
C 必要経費として認められない経費	減価償却費	建物・機械・船舶・車両・器具備品・農機具・搾乳牛などの償却費
	貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料
	租税公課	消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金、水利費、農業協同組合費などの公租公課
	広告宣伝費	新聞・テレビ・チラシ等の費用、ショーウインドーの陳列装飾のための費用
	接待交際費	取引先等を接待する茶菓子・飲食代、取引先等を旅行等に招待する費用、取引先等に対する中元、歳暮費等
	損害保険料	火災保険、自動車の損害保険料
	農業共済掛金	水稻・果樹・家畜などに係る共済掛金
	その他、上記に 類する経費	家内労働特例差の額等
D	認められない控除額	青色申告特別控除額

※表中の雑費、その他等の経費については、詳細のわかる資料により判断すること。

〔問21〕雇用保険受給者の認定

職員の母が平成30年3月30日退職し、下記のとおり雇用保険金を受給することになった。

1. 求職年月日（失業の認定を受けた日）…………… 平成30年4月6日
2. 待期満了年月日…………… 平成30年4月12日
3. 基本手当（日額）…………… 3,670円
4. 所定給付日数…………… 90日
5. 受給状況

支 給 日	支 払 期 間	日数	支給金額	月 別 の 日 数
4 月 2 6 日	4 月 13 日～4 月 25 日	13 日	47,710円	4 月 分（18 日）
5 月 9 日	4 月 26 日～5 月 8 日	13 日	47,710円	5 月 分（31 日）
6 月 6 日	5 月 9 日～6 月 5 日	28 日	102,760円	6 月 分（30 日）
7 月 4 日	6 月 6 日～7 月 3 日	28 日	102,760円	7 月 分（11 日）
7 月 12 日	7 月 4 日～7 月 11 日	8 日	29,360円	
	計	90 日	330,300円	（90 日）

- (1) 4月1日に扶養親族届が提出された場合は、雇用保険金の日額が決定される前なので、扶養親族として認定することができるか。
- (2) (1)において扶養親族の認定ができるとした場合、5月分についても引き続き支給できるか。
- (3) 雇用保険金の支給期間が7月11日で満了となるので事実の生じた日（7月12日）から扶養親族として認定できるか。

〔答〕 (1) について

扶養親族として認定できる期間は、離職した日の翌日から当該基本手当の受給期間の初日の前日まで及び受給の期間の末日の翌日からとなる。したがって認定することができる。

(2) について

基本手当の1か月相当額110,100円（日額 3,670円×30日）が基準額である130万円の12分の1以上であることから支給できない。

(3) について

扶養親族として認定できる。

平成元年3月29日付け青教学第1323号
財務関係問答集
参照 諸手当質疑応答集

〔問22〕雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合

雇用保険の受給者であった者を扶養親族として認定する場合、扶養の事実が生じた日とは、当該保険金の計算の基礎となった期間の最終日の翌日とされているが受給資格者証の交付を受けた時点では、当該計算の基礎期間は、受給資格者証には表示されていないがどうか。

また、これらの確認方法についてはどうか。

〔答〕

前段について

雇用保険受給資格者証の交付を受けた時点では確かに保険金の計算基礎となった期間については記入されないが、4週に1度の割合で雇用保険法第15条の規定に基づく失業の認定を公共職業安定所で受ける際、当該受給資格者証の裏面の「処理状況」欄に支給日数等が記入されるので、認定日に支給される雇用保険金の計算基礎となった期間は、これにより把握できる。

後段について

上記により、受給資格者証で計算基礎となった期間が把握できるので、扶養親族として申請しようとする者の雇用保険受給資格者証の写し又は受給期間満了の証明書の提出を求め、「最終日」を確認することになる。

財務関係問答集

〔問23〕退職した者に係る認定

職員の父が、本年3月31日をもって勤務先を退職し、今後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合、4月1日から扶養親族として認定することができるか。

なお、父の本年1月から3月までの給与所得は130万円以上あり、またこれとは別に退職手当も130万円以上ある。

〔答〕

1月から3月までに給与所得が130万円以上あっても、退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては、4月1日から扶養親族として認定することができる。

また、退職手当のように一時的な収入による所得は「恒常的な所得」には含まれないので、退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円以上となる場合以外は扶養親族として認定して差し支えない。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問24〕 短期間の予定でパートの仕事に就いた場合の認定

職員の扶養親族が短期間の予定で月額 10 万円の仕事に就いたが、会社側の都合で 6 ヶ月間仕事をしていたことが判明した。この間残業もあったので、月収 12 万円を超えた月もあり、6 ヶ月平均では 11 万円となっていた。この場合、

- ① 当初は月額 10 万円であったので、扶養親族として認定し、扶養手当を支給していたが、当初認定に誤りがなかったか。
- ② 結果として月額 11 万円の収入があったことが後日判明した場合の取り扱いは、どのようなになるのか。

〔答〕

①について

当初の認定に誤りはないものと判断する。

②について

扶養親族の認定要件である基準額（年額 130（150）万円程度、月額の場合は 108,333（124,999）円程度）については、あくまでも将来の収入予想額とされている。したがって、今後の収入が基準額を超えることが予想された時点において判断し、所要の事務処理をすべきものである。

平成 9 年 11 月 14 日付け青教学第 912 号
財務関係問答集

〔問25〕 臨時職員に採用された場合の認定

職員の扶養親族が臨時職員として採用されることとなったが、この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいのか。

〔答〕

扶養親族の雇用が将来に向かって継続されることが予想される限り、毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額 130（150）万円の 12 分の 1 以上であれば、その就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなる。

平成元年 3 月 29 日付け青教学第 1323 号

〔問26〕 あらかじめ任期が決まっている臨時職員に採用された場合の認定

職員の扶養親族が県の期限付臨時職員（5 月・5 月）として採用されることとなったが、この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいのか。

〔答〕

扶養親族の雇用が将来に向かって継続されることが予想される限り、毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額 130（150）万円の 12 分の 1 以上であればその就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなり、逆にその雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので、予想される所得年額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額 130（150）万円未満となるのであれば、就職期間中も引き続き扶養親族とできる。

県の臨時職員については、任期が決まっていることから将来 1 年間の所得を推計し、扶養親族としての判定を行うこととなる。

4 支給の始期及び終期

〔問27〕 夫の退職に伴う扶養親族の認定

職員の夫（会社勤務）が3月末日に退職したことにより、従来職員の夫が扶養していた22才未満の子供を、妻である職員の扶養親族として認定できるでしょうか。

〔答〕

扶養手当は、扶養親族が他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている場合に支給されるべきもので、その認定は、家計の実態等により行われるべきです。

したがって、設問の前段の場合、妻である職員より夫の所得が少なく、主として妻の収入により生計を維持していると判断される場合には、子供を妻の扶養親族として認定できるものと解します。

財務関係問答集

〔問28〕 就職のため大学を中退した子にかかる扶養手当の認定

扶養手当を受給している職員から、扶養親族である子が大学を中退し、仕事を始めたとして扶養親族届に退学証明書を添付して提出されたが、就職証明書もなく、所得証明書もないことから、退学証明書の退学年月日の翌日を事実の生じた日として、当該子に係る扶養手当を減額してよいでしょうか。

〔答〕

扶養手当の支給を受けている職員は、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合に、扶養親族届を所属長に提出しなければならないとされております。設問の場合、大学を中退し、仕事を始めたとしても、その者の所得が130万円に満たなければ扶養親族としての要件を欠くこととはならないため、その者の所得が130万円以上になると見込まれること、又は他に生計の途が生じたため扶養しなくなった旨の申立書等により、扶養親族としての要件を欠くに至った日を確認の上、扶養手当を減額してください。

財務関係問答集

〔問29〕 年金受給の場合の事実の生じた日

扶養親族が年金を受けることとなったために扶養親族とすることができなくなる場合、要件を欠くに至った事実の生じた日はいつか。

〔答〕

職員又は年金の受給権者がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金決定通知を同居の家族が受領した日等を含む。）である。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問30〕 月々の収入が不安定な者の事実の生じた日

パートタイマー等月々の収入が不安定な扶養親族を扶養親族とすることができなくなった場合の事実の生じた日はいつか。

〔答〕

月々の所得が大きく変動するような場合は、所得実績（3か月の平均）により比較をするべきであり、その所得実績が基準額の1/2分の1以上に達し、翌月以降も同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとする。

※問19番参照

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

5 届出期間

〔問31〕 15日の起算日

給与条例第9条第2項ただし書の「事実の生じた日から15日」の起算日は、その届出に係る事実の生じた日か、それともその翌日か。

〔答〕 15日については、届け出るべき事実の生じた日の翌日（その事実が午前零時に生じたときは、その日）から起算する。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

財務関係問答集

参照 諸手当質疑応答集

〔問32〕 事実の生じた日から15日目土曜、日曜、休日等に当たる場合の取扱い

給与条例第9条第2項ただし書の「事実の生じた日から15日」目に当たる日が日曜日、休日等に該当する場合はどのように取り扱うか。

〔答〕 その期間は、その翌日をもって満了するものとする。

平成元年3月29日付け青教学第1323号

参照 諸手当質疑応答集

6 その他

《参考》扶養親族現況届について

昭和55年3月18日付け青教学第1309号県立学校長宛て通知

扶養親族現況届の提出について

現在、職員が扶養親族届の内容に変更がある場合は、その都度所属長に届け出することになっていますが、職員からの届け出の遅延等の理由で返納させられる件数が毎年相当数あります。

このため、監査委員の監査で、扶養手当の認定の適正化が強く要請されています。

ついては、昭和55年度から扶養手当を受給している者全員に別紙扶養親族現況届を提出させ、扶養手当の認定に適正を期するようお願いします。

扶 養 親 族 現 況 届 の 記 入 方 法

この届は、扶養親族を有し、扶養手当を受給している職員全員から毎年6月1日現在における扶養親族の現況を報告してもらうものですから、下記の事項に留意し、事実を正確に記入させ所属長に提出させてください。

- 1 年収額には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得なども含まれます。したがってパートやアルバイト等の勤労による所得はもちろん農業、商業等の自家営業による所得、地代、家賃等の収入、株券の配当や預金利子による収入、恩給や年金、雇用保険金などが該当し、無職であっても収入がある場合があるので源泉徴収票、申告書、証明書、年金証書、契約書などにに基づき事実を記載するとともに当該書類の写しを添付して下さい。
 - (1) 年収額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間における所得とし、種類の異なる所得がある場合は、その種類ごとに分けて、所得内容を明記すること。
 - (2) 所得は、原則として、経費等が認められている場合においても総所得を記入すること。
 - (3) 恩給や年金受給者については、特に現況届提出日現在の受給額が記載された最も新しい証書の裁定額及び裁定年月日を備考欄に付記するとともに当該証書の写しも添付すること。
 - (4) 前年には職業がありかつ、収入もあったが、本年になり、就職したり、事業をはじめたり、年金や雇用保険金を受給するようになったり、または、収入が著しく増加や減少した場合若しくは、年金額の増減の場合のように前年と異なった特別な事情があるときは、備考欄にその年月日や事実を記入すること。この場合、年収額が不明のときは、最新の所得の月額や就職期間などその内容を明記すること。
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子・孫・弟妹を扶養している場合、高校卒業直後の年度の現況届には大学や専門学校等の在学証明書を添付すること。なお、高校卒業後、大学等に入学していない場合（自宅に進学・就職準備中の場合等）添付書類は不要であるが、備考欄にその状況を記入すること。

※改正（平成12年3月8日付け青教学第1257号）

- 2 異動年月日及び異動事由欄は、扶養親族として認定された事由の発生日及び当該事由を記入すること。

例えば、婚姻、出生、満60歳以上、離職等その年月日を記入すること。

※平成19年5月31日付け事務連絡 県立学校長宛て通知により、県立学校は取扱い廃止

(最終改正 平成12年3月8日付け青教学第1257号通知)

扶 養 親 族 現 況 届

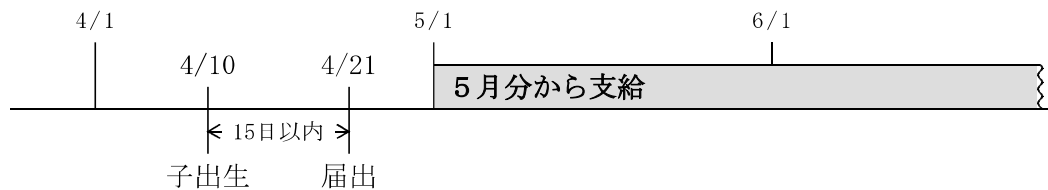
平成 年 月 日 現在

学 校 長 殿				学 校 名			
				職 名			
				氏 名	印		
私の扶養親族の現況は次のとおりであり事実と相違ないことを届け出ます。							
扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	同 居 別 居 の 別	年 収 額 (職 業)	異 動 年 月 日 (異 動 事 由)	備 考
取 扱 者	事 務 長		担 当 者				
確 認 印							

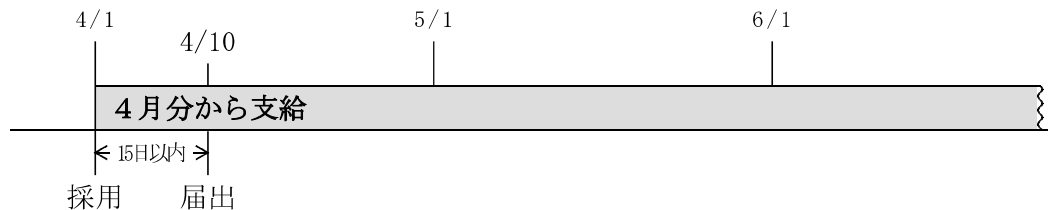
支給方法（届出と支給開始月・終了月）

1 扶養親族のある職員が採用された場合又は職員に新たに扶養親族が生じた場合

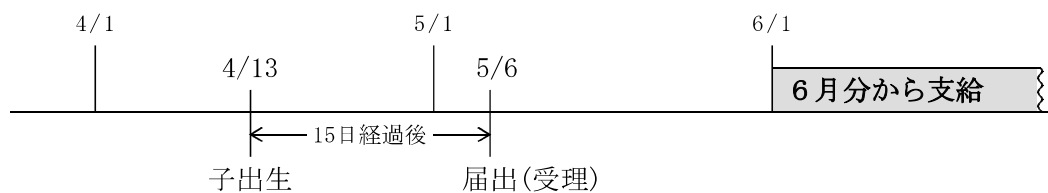
- 〔例 1〕 事実の生じた日が月の中途で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月の翌月から支給



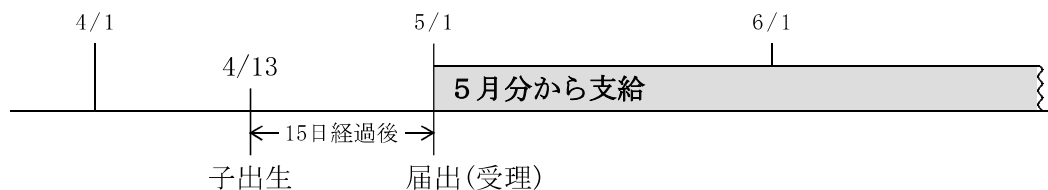
- 〔例 2〕 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月から支給



- 〔例 3〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
→ その届出を受理した日の属する月の翌月から支給



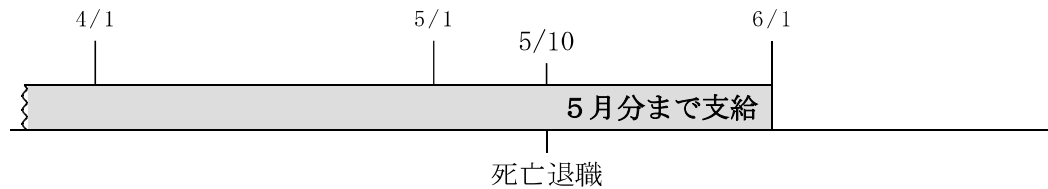
- 〔例 4〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
→ 届出を受理した日の属する月から支給



2 扶養親族のある職員が離職、死亡又は職員が扶養親族を欠いた場合

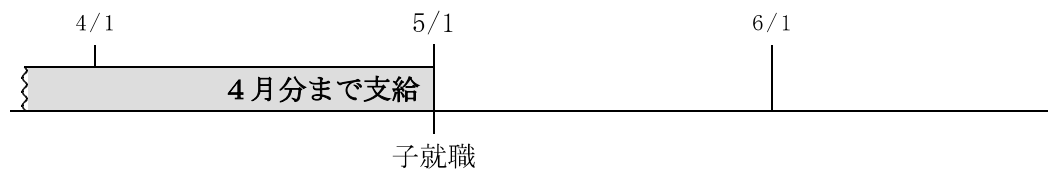
〔例5〕 事実の生じた日が月の中途である場合

→ その日の属する月まで支給



〔例6〕 事実の生じた日が月の初日である場合

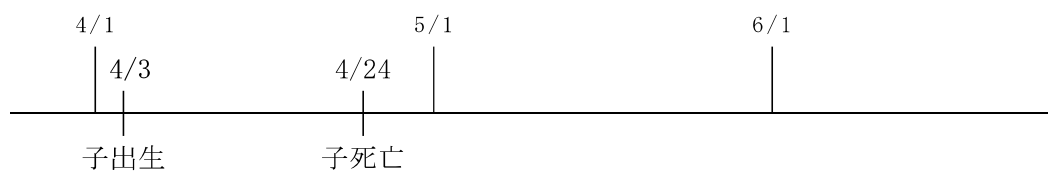
→ その日の属する月の前月まで支給



3 同一月の事実発生と事実消滅

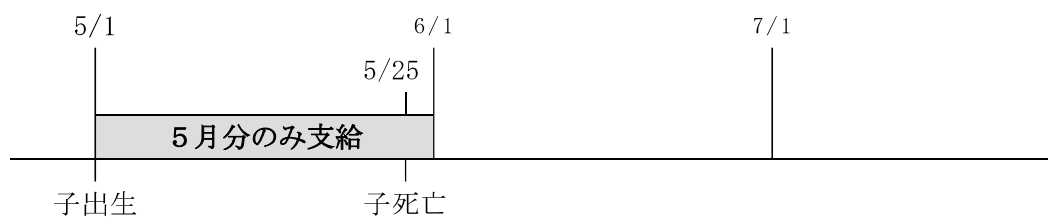
〔例7〕 事実発生の日が月の中途で、同一月に事実が消滅した場合

→ 支給しない



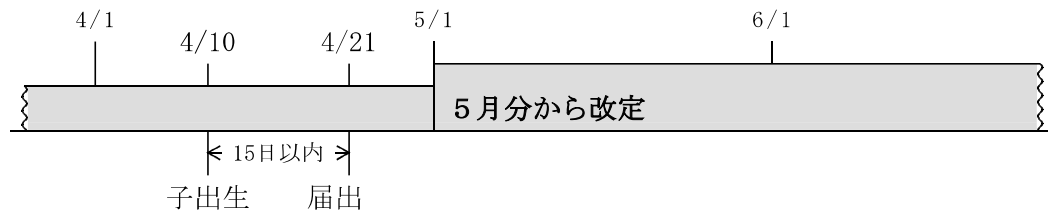
〔例8〕 事実発生の日が月の初日で届出が15日以内になされ、同一月に事実が消滅した場合

→ 事実発生・消滅の月のみ支給

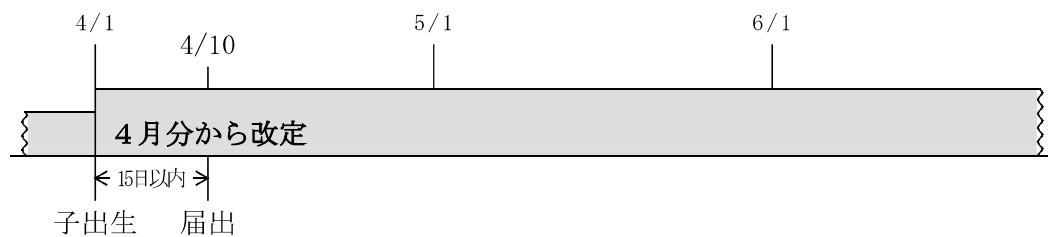


4 手当を増額して改定する場合

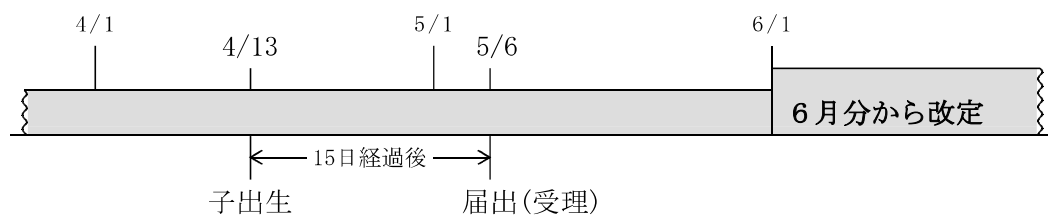
- 〔例9〕 事実の生じた日が月の中途で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月の翌月から改定



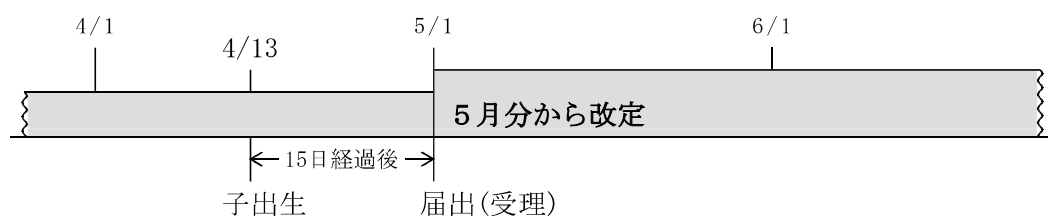
- 〔例10〕 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月から改定



- 〔例11〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
→ その届出を受理した日の属する月の翌月から改定



- 〔例12〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
→ 届出を受理した日の属する月から改定

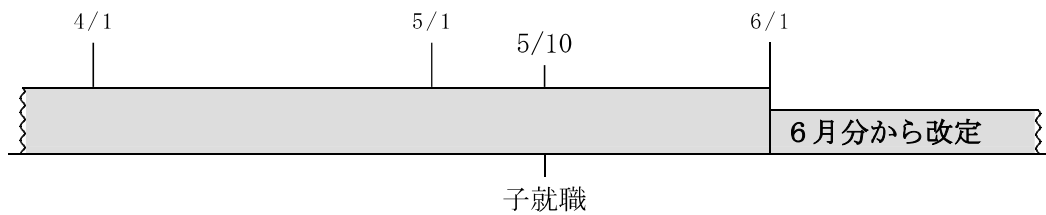


5 手当を減額して改定する場合

減額改定については、届出の時期（事実の生じた日から15日以内か15日経過後か）にかかわらず、同一の取り扱いとなる。

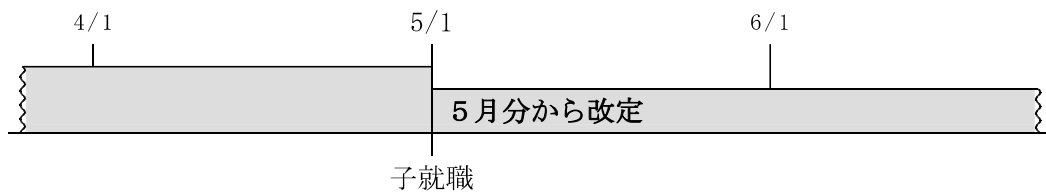
〔例13〕 事実の生じた日が月の中途である場合

→ その事実の生じた日の属する月の翌月から改定



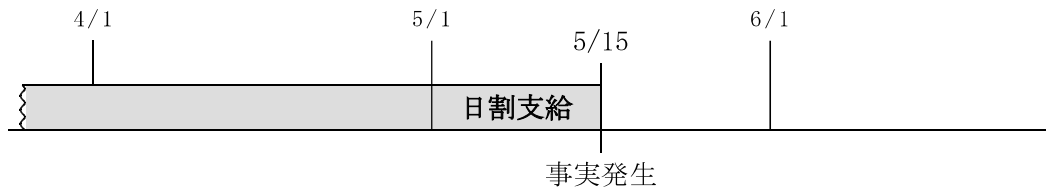
〔例14〕 事実の生じた日が月の初日である場合

→ その事実の生じた日の属する月から改定

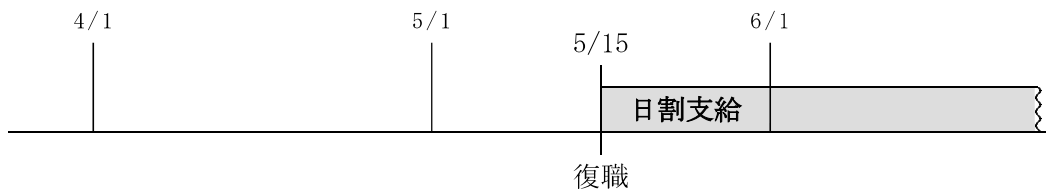


6 休職、停職等の場合

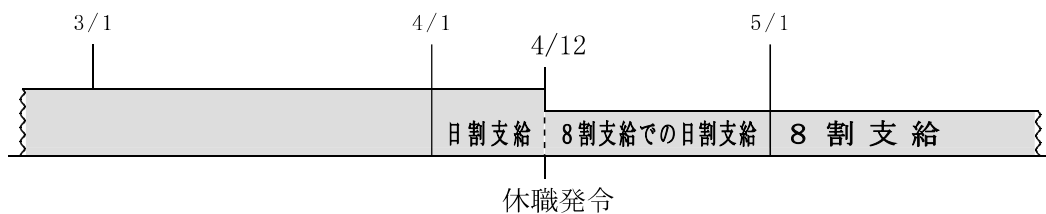
- 〔例15〕 月の中で無給休職、育児休業、停職となった場合
→ 日割計算により支給



- 〔例16〕 月の中で無給休職、育児休業、停職から復職した場合
→ 日割計算により支給



- 〔例17〕 月の中で休職（有給休職）発令された場合
→ 日割計算により支給



○令和8年4月12日から8割休職となった場合の4月分の計算例

・扶養親族 子1人

・扶養手当月額 13,000円

$$\frac{13,000円 \times (11 - 3) 日 + 13,000円 \times \frac{80}{100} \times (19 - 5) 日}{(30 - 8) 日} \div 11,345.45円$$

∴ 11,345円

(円未満切捨て)

別紙第1

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

(任命権者) 殿	勤務公署名				職	
	職員番号		氏名			

人事委員会規則7－166(扶養手当)第3条第1項に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由 ☐ 1 新たに職員となった又は新たな給与条例第8条の規定の適用の対象となった ☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった ☐ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある ☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある ※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。							
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。

3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考 〈上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。〉

扶 養 手 当 認 定 簿

職員番号	
氏 名	

1 扶養親族の状況

扶養親族 の氏名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始時期)	届 出 年 月 日 (受理年月日)	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由	支 給 の 始 期 ・ 終 期 (満22歳年度末)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで (年3月)

《記入上の注意》

- 1 「生年月日（加算開始時期）」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を（ ）書で記入する。
- 2 「届出年月日（受理年月日）」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を（ ）書で記入する。
- 3 「支給の始期・終期（満22歳年度末）」欄には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を（ ）書で記入する。
- 4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出年月日（受理年月日）」欄及び「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 5 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額額の認定（支給額の改定）

支給開始（終了）・ 支給額改定時期	認定扶養親 （子以外）	認定扶養親 （子）	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等の事由 ・給料表及び級	任命権者の認定（確認）		取扱者 認印
						認定年月日 (確認年月日)	職・氏名	
年 月分 { から まで }	人	人	人	円		年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	
年 月分 { から まで }						年 月 日	印	

3 備考

別紙第1

記入例 1

扶 養 親 族 届

8 年 4 月 13 日提出

(任命権者) 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校		職	教諭
	職員番号	1234567	氏名	〇〇 〇〇	

人事委員会規則7－166(扶養手当)第3条第1項に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由

☐ 1 新たに職員となった又は新たな給与条例第8条の規定の適用の対象となった

☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった

☒ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある

※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあっては子に係る事由が生じた場合に限る。

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
〇〇 〇〇	子	R8.4.5	同 居	なし		R8.4.5	出生

記入上の注意

1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。

3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考 〈上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。〉

8 . 4 . 15

収 受

別紙第1

記入例 2

扶 養 親 族 届

8 年 6 月 15 日提出

(任命権者) 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校		職	教諭
	職員番号	1234567	氏名	〇〇 〇〇	

人事委員会規則7－166(扶養手当)第3条第1項に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由

☐ 1 新たに職員となった又は新たな給与条例第8条の規定の適用の対象となった

☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった

☐ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

☒ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある

※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあっては子に係る事由が生じた場合に限る。

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
〇〇 □□	子	H17.5.1	同 居	給与	1,700,000	R8.6.1	就職

記入上の注意

1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。

3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考 〈上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。〉

8 . 6 . 15

収 受

職員番号	1234567
氏 名	□□ □□

支給開始（終了）・ 支給額改定時期	認定扶養 親（子以外）	認定扶養 親（子）	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等の事由 ・給料表及び級	任命権者の認定（確認）		取扱者 認印
						認定年月日 （確認年月日）	職・氏名	
H30年4月分	0 人	1 人	0 人	円 10,000	教（二）2級 採用	H30年4月12日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
① R 3年1月分	1	1	0	16,500	父 満60歳以上	R 3年1月5日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
② R 5年9月分	0	1	0	10,000	父 死亡	R 5年8月30日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
③ R 7年4月分	0	1	0	11,500	子 額改定	R 7年4月1日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
③ R 8年4月分	0	1	0	13,000	子 額改定	R 8年4月1日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
④ R 8年5月分	0	2	0	26,000	子 出生	R 8年4月13日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
年 月分						年 月 日	印	
年 月分						年 月 日	印	
⑤ R15年4月分	0	2	1	31,000	子 満15歳年度始	R15年4月1日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
⑥ R22年4月分	0	1	0	13,000	子 満22歳年度末	R22年4月1日	〇〇教育事務所 総務課長 〇〇 〇〇 印	
年 月分						年 月 日	印	
年 月分						年 月 日	印	

--

- 51 -